

川崎市上下水道局資産有効活用検討委員会要綱

(平成17年5月16日17川水総管第95号)

(目的及び設置)

第1条 上下水道局（以下「局」という。）における資産の効率的かつ効果的な活用策を調査検討し、水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の経営基盤の強化に資するため、局に資産有効活用検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は前条の目的を達成するため、次に掲げる事項の方針を決定する。

(1) 配水池等施設の上部についての有効活用に関すること。

(2) 低利用又は未利用の状態にある土地、構築物及び建築物の有効活用に関すること。

(3) その他上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が必要と認めた事項

(組織)

第3条 委員会は委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は総務部担当部長（財務担当）を、副委員長は経営戦略・危機管理室長をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を掌理し、会議の議長となる。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員長が必要と認めるときは、関係者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会の設置)

第6条 委員会は、第2条各号に規定する事項について調査検討させるため、部会を設置することができる。

2 部会の委員は、委員長及び副委員長が指名する。

3 部会長は、委員長が指名する者をもって充て、部会の会務を掌理し、会議の議長となる。

4 部会の会議は、前条の規定を準用する。

5 部会において調査検討がなされた事項については、委員会において審議する。

(報告)

第7条 委員長は、委員会における決定事項について、速やかに管理者に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は管財課長が行う。

(その他の事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員会の審議を経て委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年6月1日から施行する。

附 則 (平成18年5月22日18川水総管第106号)

この要綱は、平成18年5月24日から施行する。

附 則 (平成19年3月29日18川水総管第785号)

この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則（平成２０年５月３０日２０川水総管第１２９号）

この要綱は、平成２０年５月３０日から施行する。

附 則（平成２１年３月３１日２０川水総管第７５６号）

この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

附 則（平成２２年４月１日２２川上総管第１１号）

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附 則（平成２２年７月１日２２川上総管第２８６号）

この要綱は、平成２２年７月１日から施行する。

附 則（平成２２年１１月８日２２川上総管第５４１号）

この要綱は、平成２２年１１月８日から施行する。

附 則（平成２３年５月３１日２３川上総管第１８６号）

この要綱は、平成２３年５月３１日から施行する。

附 則（平成２４年６月１８日２４川上総管第２５９号）

この要綱は、平成２４年６月１８日から施行する。

附 則（平成２５年３月２９日２４川上総管第１６２３号）

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則（平成２８年４月２０日２８川上総管第１５１号）

この要綱は、平成２８年４月２０日から施行する。

附 則（平成２９年４月１７日２９川上総管第１０２号）

この要綱は、平成２９年４月１７日から施行する。

附 則（平成２９年３月２３日２９川上総管第２９６０号）

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則（令和３年３月３０日２川上経管第２６７５号）

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

別表（第3条関係）

総務部長

サービス推進部長

水道部長

水管理センター所長

長沢浄水場長

下水道部長

下水道部担当部長（下水道施設担当）

経営戦略・危機管理室の経営戦略・企画調整担当の担当課長

経営戦略・危機管理室の行政改革推進担当の担当課長

庶務課長

財務課長

財務課の下水道財務担当の担当課長

管財課長

サービス推進課長

水道管理課長

水道計画課長

水道施設管理課長

浄水課長

下水道管理課長

下水道計画課長

管路保全課長

施設保全課長